

証券コード 8068
平成28年4月5日

株 主 各 位

東京都中央区築地一丁目12番22号
菱洋エレクトロ株式会社
代表取締役社長 大内 孝好

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記の要領により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年4月26日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年4月27日(水曜日)午前10時(午前9時受付開始)
2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール(時事通信ビル2階)
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第56期(平成27年2月1日から平成28年1月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期(平成27年2月1日から平成28年1月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役4名選任の件
4. 議決権の行使について
次頁【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(アドレス <http://www.ryoyo.co.jp>)

※当日ご出席の株主様へのお土産をご用意いたしておりません。

何卒、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権の行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）
* 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成28年4月26日（火曜日）午後5時30分まで受け付けておりますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使について

- ① 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 郵送とインターネットにより議決権を行使された場合には、インターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ④ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

添付書類

事業報告

(自 平成27年2月1日)
(至 平成28年1月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成27年2月1日～平成28年1月31日）における国内経済は、中国の景気減速により先行き不透明感を強め、牽引役として期待されていた企業の設備投資にも先送りする動きが広がるなど、個人消費や輸出の回復ペースは力強さを欠くものとなりました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、年初から堅調に推移していた通信や産業関連が中国の景気減速とともに需要の落ち込みがみられたほか、ICT関連ではクラウド化による市場構造の変化が進行いたしました。

このような環境の中で当社グループは、半導体/デバイス分野とICT/ソリューション分野のコア事業の基盤強化と拡大に努めるとともに、双方の製品・サービスを融合させ、得意先の戦略実現・課題解決に貢献する高付加価値型ビジネスモデルの創出に注力してまいりました。また一方では、大型システム案件の失注等に伴い在庫廃棄損および在庫評価損を計上するに至りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,123億32百万円（前期比2.0%増）となりましたが、営業利益は8億76百万円（前期比57.3%減）、経常利益は10億96百万円（前期比56.1%減）、当期純利益は7億43百万円（前期比55.9%減）となりました。

売上高の品目別の概況は次のとおりです。

(半導体/デバイス)

売上高は723億12百万円で、前期より41億67百万円（6.1%）増加しました。

これは、通信機器向け液晶や産業機器向け半導体が増加したためです。

(ICT/ソリューション)

売上高は400億20百万円で、前期より19億42百万円(4.6%)減少しました。

これは、パソコン向けソフトウェアやサーバー製品を中心としたシステム案件が減少したためです。

品 目	第 55 期 (平成27年1月期)		第 56 期 (当連結会計年度) (平成28年1月期)		増 減 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
半 導 体 / デ バ イ ス	百万円 68,144	% 61.9	百万円 72,312	% 64.4	% 6.1
I C T / ソ リ ュ ー シ ョ ン	41,962	38.1	40,020	35.6	△4.6
合 計	110,107	100.0	112,332	100.0	2.0

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第53期 (平成25年1月期)	第54期 (平成26年1月期)	第55期 (平成27年1月期)	第56期 (当連結会計年度) (平成28年1月期)
売上高	87,183	97,887	110,107	112,332
経常利益	909	2,077	2,498	1,096
当期純利益	423	1,342	1,683	743
1株当たり当期純利益	16円40銭	52円16銭	66円74銭	30円00銭
総資産	72,490	79,893	82,937	76,865
純資産	61,303	63,112	65,583	63,921
1株当たり純資産	2,371円67銭	2,498円70銭	2,595円82銭	2,591円70銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リョーヨーセミコン株式会社	100百万円	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE.,LTD.	8,000千 シンガポールドル	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	30,300千 ホンコンドル	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
菱洋電子（上海）有限公司	47,539千 人民元	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創立以来の経営理念である『時代に即して存在価値を深める』の下、「Change, Challenge, Speed」を行動指針として掲げ、「“全てがつながるスマート社会”に感動を与えるソリューションパートナーになる」というビジョン実現に向けて、以下の経営課題に取り組んでまいります。

① IoTアプローチによるコア事業の拡大

当社グループは、コア事業である半導体/デバイス分野とICT/ソリューション分野の製品・サービスを融合させ、得意先の戦略実現・課題解決に貢献するIoTアプローチを推進しております。これまでの取り組みで培った新しいビジネスモデルの全社展開を支援する専門組織「IoT推進プロジェクト」を平成27年に新設しました。今後は先進事例を積み上げ、ノウハウを横展開することで、コア事業を拡大してまいります。

② 成長分野への戦略的投資

当社グループは、IoTの普及が顕著に進むと予想される市場に向けて、人的資源を積極的に配置することでビジネスの最大化を図るとともに、将来の価値の源泉となり得る新たな商材およびテクノロジーの発掘・育成・事業化への投資を継続的に行ってまいります。

③ グローバル戦略の加速

日系エレクトロニクスメーカーの生産が海外にシフトする中、移管ビジネスに対するサポートの充実を図るとともに、中華圏・ASEAN地域を中心に「現地顧客の開拓」「現地商材の発掘」「ICTビジネスの展開」「設計・開発機能の強化」により、成長力のある海外市場でのビジネス拡大を進めてまいります。

④ 持続的成長に向けた事業基盤の強化

将来の持続的な成長に備え、激しい時代の変化に適応できる“人財”の育成やダイバーシティ経営を推進するとともに、営業活動を支援するIT環境の整備や業務の効率化、パートナー企業との連携強化に取り組み、事業基盤をより強固なものとしてまいります。

⑤ CSR経営の推進

エレクトロニクス業界を取り巻く環境が大きく変化する中、企業にとっては持続的な成長を目指す一方で、内部統制システムの強化や法令遵守が重要な経営課題となっています。当社グループでは、リスク管理の徹底や品質管理機能の向上、社会貢献等への取り組みも含め、企業の社会的責任を果たしてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年1月31日現在)

当社グループでは、「半導体/デバイス」と「ICT/ソリューション」の販売を主たる事業としております。それぞれの事業における主な取扱商品は次のとおりであります。

【半導体/デバイス】

(半導体) ……マイクロプロセッサ、マイコン、システムLSI、パワーデバイス、メモリー、フォトカプラー、LED素子、レーザーダイオード、各種センサー等

(デバイス) ……液晶パネル、液晶モジュール、密着イメージセンサー等

【ICT/ソリューション】

(ICT) ……サーバー、ストレージ、ワークステーション、パソコン、タブレット、ソフトウェア、ディスプレイモニター、プリンター、プロッター、プロジェクター、ネットワークシステム、保守サービス等

(ソリューション) …セキュリティ、BCP、省エネルギー、電子決済、クラウド、各種サービス等

(6) 主要な事業所 (平成28年1月31日現在)

菱洋エレクトロ株式会社 (当社)	本社	東京都中央区築地一丁目12番22号
	支店	仙台、松本、大宮、八王子、横浜、名古屋、大阪
	営業所	京都、福岡
	サテライトオフィス	郡山、高崎
リョーヨーセミコン株式会社 (子会社)	本社	東京都中央区築地一丁目12番22号
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE.,LTD. (子会社)	本社	シンガポール共和国
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED (子会社)	本社	中華人民共和国
菱洋電子 (上海) 有限公司 (子会社)	本社	中華人民共和国

(7) **使用人の状況** (平成28年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
501名	△9名

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
452名	△3名	43.5歳	16.4年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) **主要な借入先の状況** (平成28年1月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年1月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 119,628,800株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,200,000株 |
| ③ 株主数 | 5,446名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
CGML PB CLIENT ACCOUNT /COLLATERAL	4,065	16.50
三菱電機株式会社	2,246	9.12
エス・エッチ・シー株式会社	2,118	8.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,671	6.78
株式会社C & I Holdings	1,098	4.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（リテール信託口）	552	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	547	2.22
株式会社シープ商会	523	2.12
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	433	1.76
日本生命保険相互会社	409	1.66

（注）持株比率は自己株式（3,563,991株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要は以下のとおりです。

名 称	菱洋エレクトロ株式会社 第1回 新株予約権	菱洋エレクトロ株式会社 第2回 新株予約権
新株予約権の総数	790個 (新株予約権1個につき100株)	460個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の割当ての対象者及びその人数	当社取締役 4名 (うち社外取締役 -)	当社取締役 4名 (うち社外取締役 -)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 79,000株	当社普通株式 46,000株
新株予約権の払込金額 (発行価額)	新株予約権1個当たり58,300円 (1株当たり583円) (注1)	新株予約権1個当たり57,800円 (1株当たり578円) (注1)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注2)	(注2)
新株予約権を行使することができる期間	平成24年5月31日から 平成64年5月30日まで	平成25年9月28日から 平成65年9月27日まで
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)

- (注) 1. 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額とが相殺される。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成28年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 川 賢 八 郎	
代表取締役社長	大 内 孝 好	
取締役専務執行役員	堀 切 豊	経営戦略室長
取締役常務執行役員	菊 次 伸 夫	海外半導体営業管掌、I S本部管掌、 西日本ブロック管掌、半導体営業第一本部長
取締役上席執行役員	小 林 賢 次 郎	国内半導体営業管掌、国内半導体営業推進室管掌、 半導体営業第二本部長、東日本ブロック長
取締役上席執行役員	田 辺 正 昭	システム情報機器営業第一本部長、 グローバル事業推進室長
取 締 役	早 川 吉 春	
取 締 役	中 原 都 実 子	
常 勤 監 査 役	田 中 昭 男	
監 査 役	安 井 勝 正	
監 査 役	木 村 良 二	
監 査 役	野 辺 地 勉	

- (注) 1. 取締役のうち、早川吉春氏及び中原都実子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、安井勝正氏、木村良二氏及び野辺地 勉氏は、社外監査役であります。
3. 監査役木村良二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役野辺地 勉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役早川吉春氏及び中原都実子氏、並びに監査役木村良二氏及び監査役野辺地 勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	131百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	28百万円 (16百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (5名)	160百万円 (27百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年4月25日開催の第48回定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成24年4月26日開催の第52回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年4月25日開催の第48回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 早川吉春	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地及び経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
取締役 中原都実子	就任後開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 安井勝正	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。主に他社における会社経営の実務経験を生かした企業経営の見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 木村良二	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 野辺地 勉	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役早川吉春氏及び中原都実子氏並びに社外監査役安井勝正氏、木村良二氏及び野辺地 勉氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額または8百万円のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための基準として「リョーヨーグループ行動規範」を制定している。
その徹底を図るため、CSR部が当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括している。
 - ・内部統制システムの整備が重要な経営課題であると認識し「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」を定め、適正な組織経営の確保を図っている。
 - ・取締役は定期的開催される取締役会によって相互に業務執行状況を監視している。
 - ・監査部は各部門の業務の妥当性と効率性を適時チェックするとともに、CSR部と連携してコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役及び監査役に報告される。
 - ・法令上疑義のある行為について使用人が直接情報提供を行う手段として「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」を設置している。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては毅然とした態度で臨み、警察や専門の弁護士とも緊密に連携をとり、一切の関係を遮断している。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」に従い保存及び管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、品質、為替、財務報告等に係るリスクについては、各所管部門において、リスク管理責任者がリスク管理の適正な体制を整備する。万が一、リスクが顕在化した場合は、各所管部門は、リスク管理責任者の指揮のもと、損害の発生を最小限に止めるために迅速かつ適切な対応を採る。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定（子会社に関する重要事項を含む。）に際し、十分な議論の上での確かつ迅速な意思決定を行うことができるよう取締役の人数を適正な規模とすることでその機能を高めている。
 - ・経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能を分離し、代表取締役社長と執行役員による機動的な業務執行を可能とする体制としている。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・「国内子会社管理規程」「海外子会社管理規程」を定め、子会社に対し財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図っている。
 - ・金融商品取引法の定めに従い財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、内部統制システムを整備し、その有効性を定期的に評価している。
 - ・CSR部は当社グループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善等を指導する。
 - ・監査部は当社グループ各社に対し定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ・監査部は「業務分掌規程」に基づき、監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。また、その職務に関して独立性を確保するために取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事項、経営の重要事項、内部監査状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。
 - ・監査役へ報告を行った当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求したときは、当該監査役職務執行に必要でない認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて専門の弁護士、会計監査人から監査業務に関する助言を受ける。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- ・取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も出席し、随時必要な意見表明を行っております。

また、当事業年度に開催された第55回定時株主総会において、それまで1名であった社外取締役を1名増員し2名体制とすることで、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能の強化を図っております。

② 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

- ・監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明されています。

また、取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③ 業務の適正の確保に関する取り組み

- ・内部監査部門である監査部は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	62,241	流動負債	10,994
現金及び預金	13,535	支払手形及び買掛金	9,565
受取手形及び売掛金	33,523	未払法人税等	142
有価証券	1,538	未払消費税等	6
商品及び製品	11,184	賞与引当金	130
繰延税金資産	354	その他	1,150
その他	2,110	固定負債	1,948
貸倒引当金	△5	退職給付に係る負債	802
固定資産	14,624	繰延税金負債	542
有形固定資産	180	その他	603
工具、器具及び備品	102	負債合計	12,943
土地	5	(純資産の部)	
その他	71	株主資本	61,827
無形固定資産	669	資本金	13,672
投資その他の資産	13,774	資本剰余金	13,336
投資有価証券	11,670	利益剰余金	38,997
退職給付に係る資産	1,075	自己株式	△4,178
その他	1,064	その他の包括利益累計額	2,021
貸倒引当金	△36	その他有価証券評価差額金	1,085
資産合計	76,865	繰延ヘッジ損益	9
		為替換算調整勘定	743
		退職給付に係る調整累計額	183
		新株予約権	72
		純資産合計	63,921
		負債純資産合計	76,865

連結損益計算書

(自 平成27年 2月 1日)
(至 平成28年 1月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	112,332
売上原価	104,479
売上総利益	7,852
販売費及び一般管理費	6,976
営業利益	876
営業外収益	
受取利息	96
受取配当金	113
仕入割引	11
投資事業組合運用益	179
その他	19
営業外費用	
売上割引	4
投資有価証券評価損	73
為替差損	103
その他	19
経常利益	1,096
特別利益	
投資有価証券売却益	370
特別損失	
投資有価証券売却損	101
減損損失	141
税金等調整前当期純利益	1,222
法人税、住民税及び事業税	611
法人税等調整額	△132
少数株主損益調整前当期純利益	743
当期純利益	743

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 2 月 1 日)
(至 平成28年 1 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年 2 月 1 日 残高	13,672	13,336	38,813	△3,270	62,551
会計方針の変更による 累積的影響額			188		188
会計方針の変更を反映した 当期首残高	13,672	13,336	39,002	△3,270	62,740
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△748		△748
当期純利益			743		743
自己株式の取得				△908	△908
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△4	△908	△913
平成28年 1 月31 日 残高	13,672	13,336	38,997	△4,178	61,827

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額		
平成27年 2 月 1 日 残高	1,843	△0	904	211	72	65,583
会計方針の変更による 累積的影響額						188
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,843	△0	904	211	72	65,772
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△748
当期純利益						743
自己株式の取得						△908
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△758	9	△161	△28	-	△937
連結会計年度中の変動額合計	△758	9	△161	△28	-	△1,850
平成28年 1 月31 日 残高	1,085	9	743	183	72	63,921

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

リョーヨーセミコン株式会社

RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.

RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED

菱洋電子（上海）有限公司

② 非連結子会社の名称

台湾菱洋電子股份有限公司

RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.

菱洋電子貿易（大連）有限公司

RYOYO ELECTRO USA, INC.

リョーヨーセキュリティサービス株式会社

③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社の名称

アイストリーム株式会社

株式会社青電舎

非連結子会社又は、関連会社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の決算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。

(ロ) その他有価証券

A. 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

B. 時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

商品及び製品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ハ. デリバティブ……………時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は見積耐用年数による定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2～20年

その他 2～47年

ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年1月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去……………過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 未認識数理計算上の差異……………未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……………為替予約取引
- ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針……………外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が2億8百万円増加、退職給付に係る負債が84百万円減少し、利益剰余金が1億88百万円増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度末の1株当たり純資産額は、7円66銭増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

549百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

544百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	28,200	—	—	28,200

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,962	601	—	3,563

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年4月28日開催の第55回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 378百万円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成27年1月31日
- ・効力発生日 平成27年4月30日

ロ. 平成27年8月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 369百万円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成27年7月31日
- ・効力発生日 平成27年10月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 平成28年4月27日開催予定の第56回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

- ・配当金の総額 369百万円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成28年1月31日
- ・効力発生日 平成28年4月28日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式数	79,000株	46,000株
新株予約権の個数	790個	460個
新株予約権の残高	46,057,000円	26,588,000円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブは、外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するための為替予約取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとに与信限度額を設定の上、期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握する体制とし、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握及び軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に外貨建営業債権とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券、投資信託、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握した時価を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等の支払期日は1年以内であります。また、外貨建営業債務は、為替変動リスクに晒されておりますが、主に外貨建営業債権とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

営業債務、未払法人税等については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループが保有する現預金で十分カバーできるものと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（（注）2参照）及び重要性が乏しいものについては、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（*1） （百万円）	時価（*1） （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	13,535	13,535	－
(2) 受取手形及び売掛金	33,523	33,523	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,567	1,554	△12
② その他有価証券	9,728	9,728	－
(4) 支払手形及び買掛金	(9,565)	(9,565)	－
(5) 未払法人税等	(142)	(142)	－
(6) デリバティブ取引（*2）	(0)	(0)	－

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,406
投資事業有限責任組合への出資	505
合 計	1,912

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,535	—	—	—
受取手形及び売掛金	33,523	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	566	1,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	600	1,000	300
合 計	47,626	1,600	1,000	300

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,591円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 30円00銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 29円85銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、平成28年2月23日の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を消却することを決議し、実施いたしました。

- 消却する株式の種類
当社普通株式
- 消却する株式の数及び総額
600,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 2.13%)
703百万円
- 消却後の発行済株式総数
27,600,000株
- 消却日
平成28年3月2日

貸借対照表

(平成28年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,992	流動負債	10,080
現金及び預金	11,741	買掛金	8,738
受取手形	2,989	未払金	285
売掛金	28,329	未払法人税等	123
営業未収入金	33	未払費用	471
有価証券	970	預り金	45
商品及び製品	8,612	賞与引当金	127
未収入金	1,251	その他	288
繰延税金資産	323	固定負債	1,882
その他	745	退職給付引当金	824
貸倒引当金	△6	繰延税金負債	454
固定資産	16,248	その他	602
有形固定資産	168	負債合計	11,963
建物	53	(純資産の部)	
機械及び装置	12	株主資本	58,108
工具、器具及び備品	95	資本金	13,672
土地	5	資本剰余金	13,336
無形固定資産	669	資本準備金	13,336
ソフトウェア	578	利益剰余金	35,279
ソフトウェア仮勘定	78	利益準備金	1,290
その他	12	その他利益剰余金	33,988
投資その他の資産	15,411	別途積立金	33,800
投資有価証券	10,532	繰越利益剰余金	188
関係会社株式	2,850	自己株式	△4,178
長期貸付金	315	評価・換算差額等	1,095
前払年費用	832	その他有価証券評価差額金	1,085
差入保証金	242	繰延ヘッジ損益	10
その他	662	新株予約権	72
貸倒引当金	△24	純資産合計	59,277
資産合計	71,240	負債純資産合計	71,240

損益計算書

(自 平成27年 2月 1日)
(至 平成28年 1月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	99,432
売上原価	92,578
売上総利益	6,854
販売費及び一般管理費	6,177
営業利益	676
営業外収益	
受取利息	5
有価証券利息	67
受取配当金	113
仕入割引	11
投資事業組合運用益	179
その他	17
営業外費用	
為替差損	84
投資有価証券評価損	73
その他	22
経常利益	394
特別利益	
投資有価証券売却益	370
特別損失	
投資有価証券売却損	101
減損損失	141
税引前当期純利益	243
法人税、住民税及び事業税	572
法人税等調整額	△139
当期純利益	1,017
	432
	585

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 2月 1日)
(至 平成28年 1月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成27年2月1日残高	13,672	13,336	1,290	33,800	162	△3,270	58,990	
会計方針の変更による 累積的影響額					188		188	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	13,672	13,336	1,290	33,800	350	△3,270	59,179	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△748		△748	
当期純利益					585		585	
自己株式の取得						△908	△908	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△162	△908	△1,070	
平成28年1月31日残高	13,672	13,336	1,290	33,800	188	△4,178	58,108	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
平成27年2月1日残高	1,843	△0	72	60,906
会計方針の変更による 累積的影響額				188
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,843	△0	72	61,095
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△748
当期純利益				585
自己株式の取得				△908
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△758	10	-	△747
事業年度中の変動額合計	△758	10	-	△1,817
平成28年1月31日残高	1,085	10	72	59,277

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。
- また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約取引
ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……………外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が2億8百万円増加、退職給付引当金が84百万円減少し、繰越利益剰余金が1億88百万円増加しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度末の1株あたり純資産額は、7円66銭増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 482百万円

(2) 保証債務

次の子会社について、取引先からの仕入債務に対する保証を行っております。

保 証 先	金 額
リョーヨーセミコン株式会社	37百万円
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.	20百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 4,169百万円

長期金銭債権 299百万円

短期金銭債務 492百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 11,315百万円

仕入高 7,278百万円

販売費及び一般管理費 284百万円

営業取引以外の取引高 4百万円

(2) 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

493百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,962	601	－	3,563

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品及び製品	207百万円
無形固定資産	60百万円
投資有価証券	47百万円
賞与引当金	42百万円
長期未払金	27百万円
新株予約権	23百万円
未払事業税	16百万円
その他	66百万円
繰延税金資産小計	490百万円
評価性引当額	△70百万円
繰延税金資産合計	419百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△545百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△550百万円
繰延税金資産の純額	△131百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.09%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.39%
住民税等均等割額	1.85%
評価性引当額	0.61%
税率変更差異	3.34%
その他	0.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.47%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年1月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(1) 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	59	57	1

(2) 当事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2百万円
1年超	-百万円
合計	2百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	8百万円
減価償却費相当額	7百万円
支払利息相当額	0百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	資本金又は 出 資 金	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	R Y O Y O E L E C T R O H O N G K O N G L I M I T E D	30,300千 ホンコンドル	半 導 体 / デ バ イ ス I C T / ソ リ ュ ー シ ョ ン	100	1名	当社が販売 する商品の相互 に 供 給	商品の販売	3,257	売 掛 金	968
子会社	菱 洋 電 子 (上 海) 有 限 公 司	47,539千 人民元	半 導 体 / デ バ イ ス I C T / ソ リ ュ ー シ ョ ン	100	2名	当社が販売 する商品の相互 に 供 給	商品の販売	3,955	売 掛 金	1,860

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売価格については、子会社と協議のうえ決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,403円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円64銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 23円52銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、平成28年2月23日の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を消却することを決議し、実施いたしました。

- (1) 消却する株式の種類
当社普通株式
- (2) 消却する株式の数及び総額
600,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 2.13%)
703百万円
- (3) 消却後の発行済株式総数
27,600,000株
- (4) 消却日
平成28年3月2日

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年3月7日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 坂 善 章 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿 島 高 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菱洋エレクトロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年2月23日の取締役会において、自己株式の消却に係る事項を決議し、実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年3月7日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 坂 善 章 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿 島 高 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年2月23日の取締役会において、自己株式の消却に係る事項を決議し、実施している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月9日

菱洋エレクトロ株式会社 監査役会

常勤監査役	田中昭男	Ⓜ
社外監査役	安井勝正	Ⓜ
社外監査役	木村良二	Ⓜ
社外監査役	野辺地勉	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な配当を基本とし、当期の業績並びに今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
1株につき金15円
なお、この場合の配当総額は369,540,135円となります。
(これにより、中間配当を含めました当期の年間配当額は1株につき金30円となります。)
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年4月28日

第2号議案 取締役1名選任の件

現任の取締役は8名ですが、本総会の終結の時をもって取締役堀切 豊が辞任いたします（なお、第3号議案において同氏の監査役への選任をお願いするものです。）。つきましては、取締役1名を補充したく、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款第22条により、他の在任取締役の任期の満了する、平成29年4月に開催される第57回定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<新任> わき 協 きよし 清 (昭和34年10月22日生)	昭和58年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成23年11月 当社出向 経営戦略室長 平成24年2月 執行役員経営戦略室長、海外営業本部副本部長 平成24年4月 当社入社 平成24年11月 執行役員海外営業本部長 平成26年2月 上席執行役員海外営業本部長 平成26年10月 米国公認会計士登録 平成27年2月 上席執行役員管理本部長、海外営業本部長、CSR部統括 平成27年11月 上席執行役員管理本部長、CSR部統括 平成28年2月 上席執行役員管理本部長、管理本部経理部長、CSR部統括（現任）	5,000株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役4名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役全員（4名）が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	<新任> 堀切 豊 (昭和26年6月28日生)	昭和50年4月 太陽生命保険相互会社(現太陽生命保 険株式会社)入社 平成元年7月 当社入社 平成12年2月 経理部長 平成13年4月 執行役員経理部長 平成15年4月 取締役経理本部統括、情報システム 室統括 平成21年4月 常務取締役総務人事本部統括、経理 本部統括、CSR推進室統括 平成23年4月 専務取締役管理本部長、経営戦略室 長、CSR推進室長 平成26年2月 取締役専務執行役員管理本部長、経 営戦略室長、CSR推進室長 平成28年2月 取締役専務執行役員経営戦略室管掌 (現任)	4,000株
2	<再任> 木村良二 (昭和25年10月15日生) 〔在任期間：4年〕	昭和55年4月 弁護士登録(横浜弁護士会) 昭和58年4月 木村良二法律事務所開設 平成18年4月 横浜弁護士会会長 平成19年6月 横浜国立大学公正委員会委員 (現任) 平成20年4月 日本弁護士連合会副会長 平成24年4月 日本司法支援センター神奈川地方事 務所所長(現任) 当社 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 木村良二法律事務所 弁護士	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<再任> 野辺地 勉 (昭和25年3月13日生) 〔在任期間：4年〕	昭和47年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和50年9月 公認会計士登録 昭和63年6月 同監査法人代表社員 平成18年8月 野辺地公認会計士事務所開設 平成19年2月 太陽A S G 監査法人（現太陽有限責任監査法人）代表社員 平成19年10月 株式会社内田洋行監査役（現任） 平成24年4月 当社 社外監査役（現任） 平成25年8月 太陽A S G 有限責任監査法人（現太陽有限責任監査法人）パートナー 平成27年8月 太陽有限責任監査法人顧問（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社内田洋行監査役	0株
4	<新任> 秋山 和美 (昭和30年3月13日生)	昭和53年4月 大蔵省入省 平成9年7月 国土庁計画・調整局特別調整課長 平成18年7月 財務省四国財務局長 平成19年6月 財務省国税庁名古屋国税局長 平成20年6月 国土交通省大臣官房審議官兼内閣官房内閣審議官 平成22年7月 財務省横浜税関長 平成23年6月 東日本高速道路株式会社監査役 平成26年10月 三菱日立製鉄機械株式会社入社 (現Primetals Technologies Japan株式会社) 社長付調査役（現任） (重要な兼職の状況) Primetals Technologies Japan株式会社 社長付調査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 再任候補者の在任期間は、就任の時から本定時株主総会終結の時までの期間となります。
3. 木村良二、野辺地 勉、秋山和美の3氏は、社外監査役候補者であります。
4. 各候補者の指名理由は以下のとおりであります。
- 堀切 豊氏は、当社の管理本部及び経営戦略室において経理及び経営の経験を重ねてきており、この経験に基づいた財務及び会計に関する相当程度の知識を有し、監査役として適任であるとともに、当社の監査役に就任した際には、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。同氏は、現在当社の取締役であります。本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任により退任されます。
 - 木村良二氏は、長年にわたって弁護士として活動しており、その学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有し、社外監査役として適任であるとともに、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。

- ・野辺地 勉氏は長年にわたって監査法人に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、社外監査役として適任であるとともに、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。
 - ・秋山和美氏は、長年にわたって中央省庁に勤務した経験に基づき多くの知見を有し、社外監査役として適任であるとともに、当社の社外監査役に就任した際には、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。
5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、定款第34条の規定に基づき、木村良二氏及び野辺地 勉氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- また、当社は、秋山和美氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外監査役が当社の社外監査役としてその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、800万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当社はその損害賠償責任額を超える部分を免責する。
6. 当社は木村良二氏、野辺地 勉氏の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、秋山和美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は社外役員（社外取締役、社外監査役）候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、社外役員の選任基準を規定しております。
- 現在の社外役員の選任基準は、次のいずれの項目にも該当しないことを要件とします。
- ①当社グループの取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
 - ②直近5年以内に当社グループの主要取引先（※1）の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
 - ③当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
 - ④直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者（※2）
 - ⑤直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者
 - ⑥取締役の相互派遣関係にある者
 - ⑦その他当社グループと重要な利害関係にある者
- ※1. 当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指します。
- ※2. 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問を指します。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
電話 03-3546-6606



<交通のご案内>

- | | | |
|---------------------|------------|-------|
| ・東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 | 東銀座駅 6番出口 | 徒歩1分 |
| ・都営地下鉄大江戸線 | 築地市場駅 A3出口 | 徒歩6分 |
| ・東京メトロ銀座線・丸の内線・日比谷線 | 銀座駅 A5出口 | 徒歩7分 |
| ・JR山手線・京浜東北線 | 有楽町駅 中央口 | 徒歩13分 |

<お願い>

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。